

令和5年6月市議会定例会議

文教福祉常任委員会資料

1. 議案第85号 福島市いじめ防止等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
..... 2ページ

教育委員会

福島市いじめ問題対応改善有識者会議による審議経過と答申について

1 いじめ問題対応改善有識者会議（以下「有識者会議」という。）の設置目的

本市におけるいじめ問題への対応を改善し、組織的にいじめ問題への対応及び支援を行うための連携体制を構築するため、有識者会議を設置した。

2 有識者会議設置の背景

市立小学校で発生したいじめ重大事案への対応について、福島市いじめ問題対策委員会の調査報告において、いじめへの認識の低さ、法令・条例間の齟齬、対応の混乱等が、問題の長期化・複雑化につながったとの指摘がなされた。

この指摘を重く受け止め、本市のいじめ対応を改善し、同種事態の発生防止に向けて、教育委員会だけの問題とせず、市長部局と教育委員会が連携して対応するため、市長及び教育委員会が共同で有識者会議を設置し、諮問を行ったものである。

3 有識者会議の委員構成

委員長 青木 栄一 氏（東北大学大学院教育学研究科教授）
副委員長 神戸 信行 氏（青葉学園 常務理事／児童家庭センターあおばセンター長）
委員 青木 真理 氏（福島大学人間発達文化学類附属学校臨床支援センター教授）
委員 藤井 和久 氏（弁護士）
委員 佐藤 裕子 氏（小中学校校長代表 平田小学校校長）

4 答申までの審議等の経過

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 令和4年12月28日 | 市長及び教育長から諮問 |
| (2) 令和4年12月28日 | 第1回有識者会議（意見集約） |
| (3) 令和5年1月17日 | 第2回有識者会議（意見集約） |
| (4) 令和5年2月21日 | 第3回有識者会議（論点整理） |
| (5) 令和5年3月28日 | 第4回有識者会議（論点整理・答申骨子の検討） |
| (6) 令和5年4月26日 | 第5回有識者会議（答申骨子の検討・答申案の検討） |
| (7) 令和5年5月25日 | 第6回有識者会議（答申案の検討及び決定） |
| (8) 令和5年5月29日 | 市長及び教育委員会へ答申 |

※その他

- ・ 専門家へのヒアリング
 - ① テーマ「自治体におけるスクールロイヤー制度導入について」
(神内 聡氏：兵庫教育大学准教授／私立中高一貫校教員／弁護士)
 - ② テーマ「教育委員会ロイヤーと教職員のリーガルマインドの涵養」
(戸ヶ崎 勤氏：埼玉県戸田市教育委員会教育長)
- ・ 関係部署（総務課、こども政策課、こども家庭課、教育総務課、学校教育課）の現地視察

5 答申の主な内容

(1) 市長部局を含めたいじめ問題への対応強化

- ① 市長と教育委員会は、総合教育会議において、いじめ問題の情報共有を図ることで、より連携した対応をするべきである。
- ② 市はいじめ問題に対し、教育委員会と市長部局を含む各関係部署との連携を図る体制を整備し、包括的に対処すべきである。

(2) 教育委員会の改革（教育委員会会議、教育委員会事務局等の役割）

- ① 教育委員の意思や意見が十分に反映できるような仕組みづくりを再確認すべきである。
- ② 教育委員会事務局は、いじめ防止サポートチームを活用するにあたり、その役割を明確にすべきである。
- ③ いじめの防止やいじめ問題への対応について、心理、福祉、法律、医療等に関する専門的知識を有する人材の確保に努める必要がある。

(3) いじめ問題対応スキームの明確化

- ① いじめ対策推進法・福島市いじめ防止等に関する条例・福島市いじめ防止基本方針の整合性を確保し、重大事態への対処・調査の実施について恣意的な解釈の余地をなくすべきである。
- ② 重大事態発生時の調査を機動的に行えるようにすべきである。

(4) 子どもと家庭を支える体制の強化

子どもを心理面から理解しケアや指導を充実させるとともに、福祉面でも子どもと家庭への継続的な支援が重要であることから教育関係機関と児童福祉関係機関の一層の連携を推進していくべきである。

(5) 教職員の資質向上に向けた取組

- ①教育委員会は、いじめ問題対応の改善のために教職員のリーガルマインドを涵養し、適切な体制を構築すべきである。
- ②教育委員会は、いじめ問題対応改善のために教職員に対し、児童生徒の内面理解に資する研修等を実施すべきである。

6 今後のいじめ問題対応

- (1) いじめ対策推進法・福島市いじめ防止等に関する条例・福島市いじめ防止基本方針の整合性を確保する改善を行う。
- (2) 市長と教育委員会がいじめ問題の情報共有し連携を図るため、総合教育会議を定期的を開催する。
- (3) 個々のいじめ事案に応じ、子どもと家庭に寄り添った支援ができるよう、教育委員会・市立学校等と市の福祉事務所が互いの情報を共有し連携できる体制の強化を図る。

条例改正の概要

1 基本理念（いじめに対する基本認識）

（第3条）

改正前 いじめはどこでもどの児童等においても起こり得る



改正後 いじめは「現に起きている」 **危機意識レベルを上げて対応する**

2 迅速かつ機動的に重大事態調査を実施

（第20条）

（1）重大事態が発生したら、必ずかつ速やかに調査を開始する

改正前 必要があると認めるとき



改正後 削除 **恣意的な判断をなくす**

（2）調査組織を明確にして、迅速性・公平性・客観性を担保する

改正前 いじめ問題対策委員会（第三者組織）

・調査主体が不明確、条例と基本方針に整合性がない
⇒現場対応に混乱を招いた

法令名等	いじめ防止法 第28条	いじめ防止条例 第20条	市基本方針
調査主体	教育委員会の下に設けられる組織	福島市いじめ問題対策委員会	福島市いじめ問題対策委員会専門部会
	学校の下に設けられる組織	—	市立学校が設置した組織 教委いじめ防止サポートチームが参画

改正後 3つの調査主体から適切なものを選択、調査主体は助言組織と別組織に

⇒ **迅速性・公平性・客観性を確保する**

ア（新規）「いじめ重大事態調査委員会」(第 23 条)

イ（新規）「教育委員会事務局に設ける組織」

ウ（新規）「市立学校に設ける組織」

※いじめ問題対策委員会はいじめの防止等に関する助言等を行う

法令名等	いじめ防止法 第28条	いじめ防止条例 第20条	市基本方針
調査主体	教育委員会の下に設けられる組織	福島市いじめ重大事態調査委員会	福島市いじめ重大事態調査委員会
		教育委員会事務局に設ける組織	教育委員会事務局に設ける組織
	学校の下に設けられる組織	市立学校に設ける組織	市立学校に設ける組織

- ・調査主体を明確化、法・条例・基本方針の整合性を確保
- ・調査主体と助言組織は別組織とし、公平性・客観性を確保

福島市いじめ防止等に関する条例の一部改正(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に起こりうる問題であることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行われなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等が、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚したうえで迅速かつ機動的に対応するとともに、主体的に連携することにより、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p> <p>(教育委員会による対処)</p> <p>第20条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合<u>その他重大事態が発生し、又は発生の疑いがあると認めるときは、当該重大事態(重大事態発生の疑いを含む。以下同じ。)</u>に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、<u>第23条に規定する福島市いじめ重大事態調査委員会、教育委員会がその事務局内に設ける組織又は当該重大事態が発生した市立学校に設ける組織のいずれかに調査を行わせるものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(市長による対処)</p> <p>第21条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、<u>第24条第1項に規定する福島市いじめ問題再調査委員会を設置して調査を行う等の方法により、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</u></p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、いじめはどこでもどの児童等においても起こり得るとの認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等は、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p> <p>(教育委員会による対処)</p> <p>第20条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、<u>第22条第1項に規定する福島市いじめ問題対策委員会に調査を行わせるものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(市長による対処)</p> <p>第21条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、<u>第23条第1項に規定する福島市いじめ問題再調査委員会を設置して調査を行う等の方法により、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>2～4 (略)</p> <p>(福島市いじめ問題対策委員会)</p> <p>第22条 教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等についての検証及び重大事態の調査に関する助言を行うため、教育委員会の附属機関として福島市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。</p> <p>2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>いじめ防止に係る機関及び団体との連携を確保するための事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、第20条の規定による教育委員会がその事務局内に設ける組織又は当該重大事態が発生した市立学校に設ける組織が実施する調査への助言を行う。</p> <p>4 対策委員会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>5 対策委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 対策委員会の委員は、再任されることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(福島市いじめ重大事態調査委員会)</p> <p>第23条 教育委員会は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止を図るため、法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として福島市いじめ重大事態調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。</p> <p>2 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) <u>市立学校において重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査に関する事項</u></p> <p>(2) <u>当該重大事態の解決及び同種の事態の発生防止に向けた、教育委員会、学校、</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(福島市いじめ問題対策委員会)</p> <p>第22条 教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等について検証を行うとともに、重大事態の調査を行うため、法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として福島市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。</p> <p>2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市立学校において重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査に関する事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 対策委員会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>4 対策委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 対策委員会の委員は、再任されることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>当該児童生徒及び保護者への助言、支援等に関する事項</p> <p><u>(3) その他調査委員会の設置の目的を達成するために必要な事項</u></p> <p>3 調査委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>4 調査委員会の委員の任期は、第2項の教育委員会の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(福島市いじめ問題再調査委員会)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 再調査委員会の委員の任期は、第2項の市長の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、<u>公布の日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に福島市いじめ防止等に関する条例(以下「条例」という。)第20条の規定により調査が行われている重大事態等(条例第19条に規定する重大事態及びその疑いをいう。)については、<u>なお従前の例による。</u></p>	<p>(福島市いじめ問題再調査委員会)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 再調査委員会の委員の任期は、第2項の市長の諮問に係る事項についてその答申が終了するまでの期間とする。<u>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 再調査委員会の委員は、<u>再任されることができる。</u></p> <p>6 前各項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 (略)</p>

改正後	改正前									
<p>(特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部改正)</p> <p>3 特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中 <table border="1" data-bbox="246 325 983 397"><tr><td>いじめ問題対策委員会委員及び臨時委員</td><td>日額</td><td>8,000円</td></tr></table> を</p> <p><table border="1" data-bbox="114 459 889 600"><tr><td>いじめ問題対策委員会委員</td><td>日額</td><td>8,000円</td></tr><tr><td>いじめ重大事態調査委員会委員</td><td>日額</td><td>8,000円</td></tr></table> に改める。</p>	いじめ問題対策委員会委員及び臨時委員	日額	8,000円	いじめ問題対策委員会委員	日額	8,000円	いじめ重大事態調査委員会委員	日額	8,000円	
いじめ問題対策委員会委員及び臨時委員	日額	8,000円								
いじめ問題対策委員会委員	日額	8,000円								
いじめ重大事態調査委員会委員	日額	8,000円								

〔提案理由〕

いじめ問題対応改善有識者会議より答申を受け、いじめに対する基本認識を一新するとともに重大事態へ迅速かつ機動的に対応するため改正を行うものである。